

議 長 日程第8「議案第7号松田町消防団条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。  
平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。機能別消防団員を配備することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 松田町消防団条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。  
町外に勤務している団員の増加並びに日中の消火活動に出動できる団員数の不足、消防団員の高齢化、また新たな団員加入が少ない状況に鑑みまして、消防団員を退団された方を機能別消防団員として配備することで、日中における消防力の強化を図ってまいります。そのため、機能別消防団員として条例に位置づけ、団員の定数を改正するものでございます。

1枚おめくりください。参考資料1の新旧対照表で説明をさせていただきます。条例第3条の現行の定数140名を、左側、改正案におきまして定数を164名とし、そのうち機能別消防団員として24名を新たに規定するものであります。また、別表第1におきまして、第14条関係、報酬の規定でございますが、機能別消防団員の報酬を年額1万円とするものでございます。

1枚おめくりください。参考資料2でございます。本条例の施行規則でございますが、第2条、任免の規定でございます。第2条第3項で、機能別消防団員について、消防団を退職した者として定義づけを行っております。

改正本文にお戻りください。附則になります。この条例は平成31年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町消防団条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。